

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホームエコーが丘【短期】運営規程

社会福祉法人陽光福社会

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホームエコーが丘【短期】運営規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 陽光福祉会（以下「法人」という。）が設置する指定(介護予防)短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホームエコーが丘【短期】」（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、施設の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 施設の運営方針を次のとおり定める。

- (1) エコーが丘は、ユニット型の特性を生かした生活空間の中で、その人らしさを十分に発揮できるよう支援します。
- (2) エコーが丘は、人と人との繋がりを大切にし、利用者それぞれが豊かな生活を送ることができるよう、一人ひとりの暮らしを支えます。
- (3) エコーが丘は、医療機関、福祉団体などの社会資源との連携により、質の高いサービスの提供を目指します。

（施設の名称及び所在地）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームエコーが丘【短期】
- (2) 所在地 仙台市青葉区芋沢字横前1番地の2

（通常の事業（送迎）の実施地域）

第4条 通常の事業（送迎）を行う地域は次のとおりとする。

- (1) 通常の実施地域 仙台市

（職員の配置）

第5条 施設に法令等に定めるところにより、管理者（施設長）を置くほか、必要な職員を置くものとする。

- (1) 管理者（施設長）常 勤1人（介護老人福祉施設及び通所介護管理者を兼務）
管理者（施設長）は、特別養護老人ホームエコーが丘【短期】の業務を執行管理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 医 師 非常勤1人（介護老人福祉施設を兼務）
医師は、利用者の健康管理、療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 常 勤2人（介護老人福祉施設を兼務）
生活相談員は、利用者及び身元引受人（以下「利用者等」）の必要な相談に応じ

るとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等その他の機関との連携を行う。

- (4) 看護職員 常勤5人（介護老人福祉施設、通所介護を兼務）
看護職員は、利用者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供する。
- (5) 介護職員 常勤10人
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。
- (6) 管理栄養士 常勤1人（介護老人福祉施設を兼務）
管理栄養士は、利用者の栄養や心身の状況、嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員 常勤1人（介護老人福祉施設を兼務）
機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じ、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練サービスを提供する。
- (8) 事務職員 常勤4人（介護老人福祉施設、通所介護及び居宅介護支援を兼務）
事務職員は、経理・介護報酬請求等施設における事務一般を行う。

（利用定員等）

第6条 定員は、20人とする。ただし、介護老人福祉施設の空床を利用する場合はこの限りではない。

（ユニットの数）

第7条 ユニット数は2ユニットとする。

- (1) こもれび（10人）
- (2) ひだまり（10人）

（サービスの内容）

第8条 施設が提供する（介護予防）短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画に基づいた（介護予防）短期入所介護計画の作成
- (2) 利用者の体調に留意した入浴、清拭による清潔の保持
- (3) 利用者の尊厳、プライバシーに配慮した排泄の援助
- (4) その他の日常生活の世話
- (5) 利用者の嗜好に配慮した食事の提供及び栄養管理
- (6) 利用者の日常の健康管理
- (7) 利用者およびその家族に対する相談、助言等の援助
- (8) 利用者の外出等の支援
- (9) その他レクリエーション、行事等サービスの企画提供

10 利用者の入退所の為の送迎

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所の利用料金の額は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準によるものとし、短期入所サービスにかかる費用の1割(基準に該当する者は費用の2割、平成30年8月サービス分から該当する者は3割)と滞在費、食費及び日常生活等に要する費用として「特別養護老人ホーム エコーが丘【短期】契約書別紙」(以下「契約書別紙」という。)に定める利用料金の合計額とする。

- 2 施設は、前項に定める料金の徴収に際し、利用者等に対して当該サービスの内容及び費用についてあらかじめ説明を行い、書面により同意を得る。
- 3 施設は、利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、認定の有効開始年月日から契約書別紙に記載された該当する額に変更することができる。
- 4 利用者の経済的事情の変化により、介護保険標準負担限度額認定証の内容に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、その認定日からサービス利用料金を変更することができる。
- 5 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができる。
- 6 施設は、利用者等に対し介護保険給付体系の変更またはサービス体系に変更があった場合、利用者等に事前に通知した上でサービス利用料金を変更し、新たに利用料金表を作成する。利用者等が利用料金表の変更を承諾する場合、新たな料金に基づき作成された契約書別紙を施設と利用者等が互いに取り交わすこととする。

(短期入所サービス提供開始にあたっての留意事項)

第10条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、施設の従業者の勤務体制その他サービス選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について同意を得るものとする。

(短期入所サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 施設サービス利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- 2 利用者への面会は9:00~18:00を基本時間とする。但し、あらかじめ連絡があれば、それ以外の時間でも可能とする場合がある。
- 3 来訪者の宿泊は、施設1階事務所にて申し込みを受け付ける。宿泊については、リネン使用料として別途費用が発生する。
- 4 施設からの外出は利用者等の申請により行うことができる。但し、利用者の体調不良等外出が困難と認められる場合には施設から申請者にその旨連絡することとする。

- 5 利用者は施設内の器具設備の使用については、当該器具設備本来の用法に従い利用する。
- 6 喫煙は、灰皿のある所定の位置（各ユニットテラス・1階ウッドデッキ）でのみとする。
- 7 他の利用者への迷惑行為を禁止する。
- 8 所持金品の管理は原則利用者とする。
- 9 施設内での宗教・政治活動は禁止する。

（緊急時における対応方法）

第12条 サービス従業者は、利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者(施設長)に報告し、身元引受人に連絡をするとともに、24時間の連絡体制を確保している当施設看護師に連絡をし、病院や診療所等との連携により健康上の管理に関し必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 利用者が短期入所サービスの提供により事故に遭遇した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに身元引受人及び緊急連絡先に連絡をする。

- 2 発生後、事故の原因を特定し再発防止に努めるとともにその経過について、管理者（施設長）より事故に遭遇した利用者等に報告する。

（非常災害対策）

第14条 管理者（施設長）は、非常災害の発生に備え、別に定める「特別養護老人ホームエコーが丘消防計画」に基づいて年2回以上、利用者及び職員の避難救出訓練等を実施するとともに、災害防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

（虐待防止のための措置）

第15条 施設は、施設内における虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずることとする。

- (1) 施設は、施設内における虐待防止のための指針を整備し、虐待の発生防止及び発生時の通報、改善対応等について職員に周知を行う。
- (2) 施設は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、以下の事項について検討する。
 - ① 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な

防止策に関すること

⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(3) 施設は、上記(1)(2)に関する措置を適切に実施するため、施設長を担当者として設置する。

(緊急やむを得ない場合の身体拘束)

第16条 短期入所サービスの提供に当たり、原則身体拘束行為は禁止とする。しかし、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、施設が定める指針に基づき実施することがある。

2 身体拘束が必要な場合、身体拘束予防委員会の合議にて決定され、委員長は利用者等に懇切丁寧に説明をし、実施について同意を得なければならない。

3 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

4 緊急やむを得ない場合とは、①切迫性（行動を制限しないと生命の危機に関わる場合）、②非代替性（他に代替方法がない）、③一時性（その身体拘束行為が一時的であること）、以上の3点の要件すべてに該当する場合を指す。

5 施設は緊急やむを得ない身体拘束を行った場合には、その経過を詳細に把握し、身体拘束予防委員会を中心に多職種が協働し鋭意工夫を図ることで、早期の身体拘束解除を目指すものとする。身体拘束解除の決定は身体拘束予防委員会の合議の上、委員長が行う。

(職員研修)

第17条 施設は、サービス従業者に対し業務に必要な知識、技能の向上と資質の高揚を図るため、職員教育・研修の充実に努め必要な人的・物的環境の整備を図るものとする。特に、施設内事故の防止については、その重要性の認識と教育訓練の徹底を図る。

(守秘義務)

第18条 施設及びサービス従業者は、短期入所サービスを提供するうえで知り得た利用者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない

2 サービス従業者は、退職後も本条第1項を遵守しなければならない。

3 介護福祉士等福祉専門職の養成の為の事業者が受け入れた実習生については、事業者の従業員とみなして本条第1項を適用する。

(嘱託医・協力医療機関)

第19条 施設の嘱託医及び協力医療機関は次のとおりとする。

(1) 施設嘱託医

| | |
|-------|---------------------------------|
| 嘱託医 | 三浦 良 (三浦りょう内科クリニック 院長) |
| 所在地 | 仙台市青葉区栗生六丁目13-8 |
| 電話番号 | 022-302-8757 |
| 診療科 | 内科 |
| 施設回診日 | 毎週木曜日、その他緊急時はオンコール体制あり、随時往診体制あり |

(2) 協力医療機関・協力歯科医院

| | |
|------|-------------------------------|
| 病院名 | 仙台エコー医療療育センター |
| 所在地 | 仙台市青葉区芋沢字横前1-2 |
| 電話番号 | 022-394-7711 |
| 診療科 | 小児科・内科・リハビリテーション科・歯科 (協力歯科医院) |
| 病院名 | 広瀬病院 |
| 所在地 | 仙台市青葉区郷六字大森4-2 |
| 電話番号 | 022-226-2661 |
| 診療科 | 内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科 |
| 病院名 | 早坂愛生会病院 |
| 所在地 | 仙台市青葉区川内澱橋通38 |
| 電話番号 | 022-261-1611 |
| 診療科 | 内科・外科 |
| 病院名 | 泉病院 |
| 所在地 | 仙台市泉区長命ヶ丘2-1-1 |
| 電話番号 | 022-378-5361 |
| 診療科 | 脳神経外科、内科、神経内科 |

(個人情報取り扱い)

第20条 施設は、短期入所サービス提供上の記録、関係書類、その他個人情報については関係法令に基づき厳正に管理し、利用終了後5年間、施設内で保管することとする。保管期限終了後は確実に破砕処分し情報が漏洩しないようにする。

2 事業者は、利用者の円滑な在宅生活のための援助について、利用者に関する情報を居宅介護支援事業所、医療機関等へ提供する際には、あらかじめ利用者等の同意を得ることとする。

(情報の記録管理及び開示)

第21条 管理者(施設長)は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し利用者の求めに応じてその内容を開示する。

(苦情相談対応)

第22条 施設は、利用者等からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者等の要望・苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

(退所の取り扱い)

第23条 次の各号に該当する場合、利用者は退所となる。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により、非該当（自立）と判定された場合
- (3) 法人が、解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 地震等の自然災害にて、施設がサービスを提供できなくなった場合

(利用者からの退所申し出)

第24条 利用者は、その短期入所サービス利用中、施設に申し出ることにより退所することができる。この場合に利用者等は施設及び担当居宅介護支援事業所へ連絡するものとする。

(施設からの退所通告)

第25条 施設は、利用者等が次の事項に該当した場合には、事前に通告をした上で退所とすることができる。

- (1) 利用者等が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者等によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間(14日間)を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- (4) 利用者等が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従業者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、ハラメント等を行うことなどによってこの利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(施設の管理)

第26条 管理者（施設長）は、施設の建物、土地、その他の諸施設を常に点検し、その維持管理の適正を図り、事故の未然防止に努めるものとする。

2 管理者（施設長）は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

(地域交流)

第27条 施設の運営に当たっては、地域社会との連携、協力関係を確保するよう努めなければならない。

(損害賠償責任)

第28条 施設は、サービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者等に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。第18条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。

2 施設は、前項の損害賠償責任を速やかに履行する。

3 利用者等は、サービスの利用にともなって、自己の責に帰すべき事由により施設に生じた損害について賠償する責任を負う。下記の該当する場合も同様とする。

(1) 契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれをつけず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

(2) 利用者等へのサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事に専ら起因し損害が発生した場合

(3) 利用者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

(5) 利用者等が、施設もしくはサービス従業者の指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(業務継続計画の策定)

第29条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施する、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い次に掲げる必要な措置を講ずる。

2 施設は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(衛生管理)

第30条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、およびまん延しないように、次に掲げる必要な措置を講ずる。施設における感染症の予防及びまん延の防止のための委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

2 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

3 施設において、職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(委 任)

第31条 この規程で定める事項のほか、利用料金その他運営に関する事項については、社会福祉法人陽光福社会理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。